

大阪市水道局告示第50号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年8月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
中東建設株式会社	大阪市住吉区荻田3丁目15番19号	令和7年 7月31日
株式会社ファーストサービス	兵庫県西宮市与古道町4-18	
三矢工業株式会社	大阪府摂津市正雀4丁目10番25号	
株式会社アクセス	大阪市北区松ヶ枝町7番22号	
株式会社西管	大阪市福島区大開3丁目1番47号	

（水道局工務部給水課）